

# 「都市計画の線引き」について



やまざき さちこ  
山崎 幸子  
議員

**質問** 美浦村における区域区分制度、いわゆる「線引き」適用の経緯は。

**答弁** (経済建設部長) 平成元年6月に稲敷東部台都市計画区域(当時の江戸崎町・新利根村・美浦村の3町村の広域で)に指定され、平成6年3月には市街化区域と市街化調整区域を定める区域区分、いわゆる「線引き」を決定した。

**質問** 人口減少や少子高齢化等による線引きの問題点は。

**答弁** (経済建設部長) 調整区域の懸案としては、住宅の建築を厳しく制限するため、人口増加が見込めない。

**質問** 線引きによる問題点と全国的狀況を踏まえての、美浦村の考え方は。

**答弁** (経済建設部長) 美浦村としては、豊かな田園風景・自然環境を守りながら、生活機能が充実したまちづくりを進めるため、「線引き」を維持したまま柔軟にまちづくりを進める方策を考えていきたい。

**質問** 線引きを維持したまま指定された区域内であれば、調整区域であっても、誰でも住宅を建てることできるといふ「区域指定制度」というものがある。

県内でも多くの自治体が、区域指定制度を導入している。本村でも、この制度を考えてみてはどうか。

**答弁** (経済建設部長) 制度としての効力・有効性・実現性を調査・分析しながら検討していきたい。

**質問** 美浦村にとって従来の線引きが本当に必要か。現状



の美浦村を見てみると、そろそろ検討の時期に来ているのではないか。区域指定制度も含め、村長の見解は。

**答弁** (村長) 線引きは、乱開発を防ぐ為には必要と思うので、線引きは見直さず、「区域指定制度」を導入することにより人口減少の歯止めをかけ、移住者を迎えることにも繋がるだろうから、県と調整をしながら、ぜひ村としても区域指定制度を進められるようにしていきたい。





一般質問

自転車通学と徒歩通学について



たけべ すみお  
竹部 澄雄  
議員

用することとした。

地球温暖化対策について

**質問** 温室効果ガス削減に効果がある家庭用LED照明機器に対する補助金支給の検討はしたのか。

**答弁** (経済建設部長) 現在県内で家庭用LED照明設置補助金を支給している自治体が無いこと、村民からの要望が無いこと、村内に家電販売店が無いことから補助金の導入は考えていない。

**答弁** (村長) 村では、太陽光電気事業会計を行っており、LED照明機器を設置し消費電気削減の恩恵を受けられるという事であれば、補助金を実施すべきだと考える。村内に量販店・家電の販売店が進出し、気軽に購入出来る状況になれば住民の要望も出てくると思うので、その時に改めて検討し、その方向性に進めてまいりたい。

**答弁** (教育長) 各学校では、通学時の荷物を減らすことが出来るように必要のない物を教室に置ける場所を設けているが、教育委員会として今後も検討してまいりたい。

**質問** 自転車通学・徒歩通学・教員の登下校に支障をきたす恐れがある天候の場合、どのように対応しているのか。

**答弁** (教育次長) 警報の発令に伴い、教育委員会事務局で近隣市町村の動向を確認するとともに、校長会と協議のうえ臨時休校・始業時間の変更・注意喚起等を決定し、各学校・保護者へ連絡を行っている。教員については天候に関わらず勤務し、問い合わせの対応・被害状況の確認を行っている。

**答弁** (教育長) 天候により危険な通学を児童・生徒に強いることはない。なお、自転車通学初年度の小学校三年生に対しては道路状況により児童の安全を考慮し、バスを利

**質問** 自転車通学で交通マナーを守らない児童・生徒に対してどのような指導をしているのか。

**答弁** (教育次長) 各学校では、危険な行為に対して連絡を受けた場合、直ちに現場に行き現状の確認に努め可能な場合は、その場での指導をしている。学校では、交通ルール、命の危険、大切さを指導している。

**質問** 村では、通学路の危険箇所対策箇所図を作成しているが、保護者及び子供達の見も加味して通学路の危険箇所の見直しをしているのか。

**答弁** (教育次長) 各学校では、児童・保護者・教員の三者による危険箇所の確認を行って通学路における危険箇所の地図を作成している。また、美浦村のホームページには、稲敷警察署・竜ヶ崎工事事務所及び学校代表者と合同で現地調査をし、通学路における危険箇所を公表している。

**質問** 自転車通学で荷台に学用品を過重に載せている生徒や、徒歩通学では過重に学用品を背負う生徒が安全に通学出来ているか調査を実施しているのか。

**答弁** (教育次長) 過重学用品の持ち運びによる事故はない。また、学用品の重量に関する調査はしていない。しかしながら支障が起きることは認識しているので通学時の荷物・重量を意識するように努めてまいりたい。

地域交流館みほふれ愛プラザについて



い い だ よ う じ  
 飯 田 洋 司  
 議 員

**質問** 交流館時間延長、交流館2階ベランダ利用策、自転車サポートステーションの利用状況と今後の対策など。



**答弁** (教育次長) 利用時間延長については、美浦村シルバー人材センターへ業務委託し対応している。

交流館2階ベランダの新たな利用策については、村民の皆様にも美浦村ホームページや交流館窓口の意見用紙にて、伺って参りたい。

自転車サポートステーションは、本年3月に「アーミーライド サイクルキャンプ in 阿見町」で、美浦村コースのポイント地点として位置づけられ、20名ほどの参加者が利用した。

地区計画について

**質問** 地区計画について、計画内の整備計画並びに、B地

区の現状及び今後の予定、バypass開通イベントが可能かなど伺いたい。



**答弁** (経済建設部長) 駐車場として約30台分の増設を行っている、10月中旬の完成を予定している。

B地区での今後の予定については、民間機関へのより積極的なアプローチ、地権者との橋渡し、可能な範囲で、これ

に伴う環境整備に努めてまいりたい。

開通の式典等のイベントについては、竜ヶ崎工務事務所が主催して執り行われる事から、どのような形であれば開催可能か、竜ヶ崎工務事務所やJA茨城かすみとも協議し、前向きに検討していきたい。

ひきこもりの現状と対策

**質問** ひきこもりの現状とこれからの対策について。

**答弁** (保健福祉部長) 県の民生委員・児童委員に対するアンケート調査で、県内964件中本村では4件の「ひきこもり又はそれに類似する方」を把握しており、「茨城県ひきこもり相談支援センター」や保健所などと連携し、ひきこもりの支援に取り組んでいる。



一 般 質 問

空き家と空き地対策について



はやし しょうこ  
林 昌子  
議員

空き家について

**質問** 「美浦村空家等対策の推進に関する条例」が制定され、本年4月1日に施行された。村内220件の空き家が住民に悪影響を及ぼさない環境となる事を期待し伺う。

① 目的と期待できる効果

② 特定空家等に対する措置の推進状況

③ 苦情問い合わせ物件で成果のでた事例

④ 空き家の適正管理業務に「動物の住みつき」追加

⑤ 所有者の名義変更時、新所

有者への周知方法

⑥ 解体費用の一部助成の問い合わせ状況

答弁 (経済建設部長)

① 「空家特措法」において倒壊等の恐れのある特定空家に対し行政指導等や空き家所有者の責務を規定する事で、台風などで建物の倒壊の恐れがある時や樹木の倒木の恐れのある場合に、行政側で緊急安全措置ができ、空き家周辺の安全確保を可能とする効果がある。

② 昨年度2件を特定空家に認定し「指導書」を所有者に送付した。内1件が、「解体補助制度」を利用し解体の見込みとなった。

③ 1件、倒壊の恐れのある空き家で建物と敷地の所有者が違つ物件を、職員が仲介し解体に至った。村とシルバー人

材センターが協定を結び、空き家の適正管理を行い昨年度30案件の解決に至った。

④ 条例の建物の保全という規定に、「空き家を放置した場合に起こり得る弊害」の1例として記載する。

⑤ 相続等で所有者が変わった場合は、改めて適正管理をお願いする。相続登記の啓発もホームページやパンフレット等で行う。

⑥ 問い合わせ無し。現在、交付対象の「特定・準特定空家」所有者に案内を行なっている。



空き地について

**質問** 樹木の成長に合わせた管理は難しい。住宅地隣接の空き地の樹木等の苦情問い合わせ件数と対策について伺う。

**答弁 (経済建設部長)** 昨年度の樹木に対する苦情は51件。当事者間の問題であるため強制的な指導は出来ず、適正管理のお願いをしている。

**質問** 通学路の樹木及び雑草の管理と防犯灯が隠れている樹木の対策について伺う。

**答弁 (経済建設部長)** 道路敷は都市建設課で管理し、危険であると判断される個所は職員で除草等を行なっている。民地からの雑草・樹木の枝や防犯灯周りの樹木等は、所有者へ対処をお願いし、シルバー人材センターへの委託を含め迅速に安全確保をしていく。

**質問** 「空き家と空き地対策」について、村長の思いを伺う。

**答弁 (村長)** 環境が良い所には住み続ける。道路の「里親制度」の素案を立ち上げるようお願いをしたい。

## 美浦村の文化力について



まつむら ひろし  
松村 広志  
議員

**質問** 文化・芸術は私達に楽しさや感動、精神的な安らぎを与えてくれる。それは人生を豊かにするとともに温かな人間性の滋養に繋がる。更には地域社会に彩りと活力を与え、深い結びつきや連帯感をも強める力となる。国は「文化芸術立国」を目指す中、昨年の文化芸術基本法の成立を機に今後さらに文化や芸術活動の振興に力を注ぐ、としている。しかし、近年は自治体や地域の文化事業の衰退・萎縮が見られ、これからの在り方に懸念が広がっている。本村の状況を伺う。

**答弁** (教育次長) 例年どのイベントも村内外より多数のご来場を頂き賑やかに行われてきた。産業文化フェスティバルでは、130の団体参加と約5000名の来場者数となっている。木原城山まつりや縄文ムラまつりも同様に、規模の違いはあるが盛況に行われてきた。一方で昭和31年から行われてきた村民体育祭は少子高齢化等の影響により開催や内容等の見直しが迫られている。今後、この流れは他の文化事業にも及ぶものと考えている。

**質問** いま、文化事業を支える意識の深耕が求められている。「この事業の意義は、住人の文化や芸術の振興にあるが、それと併せ若い人をはじめ皆で助け合い協働を通じて作り上げていくことにもあるのではないか」、村文化協会関係者の説である。また、内閣府の世論調査「伝統的な祭りや歴史的な建物の存在は、地域にとって愛着や誇りとなるか」との問いに、9割の人が肯定的な意思を示している。本村の今後の意向を伺う。



**答弁** (教育次長) 多くの住民の楽しみとして行われてきた祭りやイベントは本村の貴重な文化財産である。これからも永く継承して参りたい。そのためには住民からの積極的な意見や参加も求め皆で支え、より地域性のある事業となるよう努めて参りたい。

**質問** 全国の認知症サポーターの数は、今年3月に1000万人を上回った。サポーターの拡がりや早期対応や治療に結びつくことも多い。本村の現状を伺う。

### 認知症サポーターについて



**答弁** (保健福祉部長) 本村ではこれまでに542人がサポーターの養成講座を受講されている。今後もサポーターの育成に努め、認知症対策に繋げて参りたい。